

平成27年度包括外部監査結果改善措置フォローアップ調査票〈意見〉

頁	所管所属	項目	意見	意見概要	令和6年12月末時点における対応状況	令和3年2月末時点における対応状況
					内容	内容
140	病院局経営戦略課 (小児医療センター)	第4小児医療センター	病院の現状と課題	近年、少子化や小児疾病の構造変化(治療薬や予防薬による感染症入院の減少)により病床利用率が低下してきている。特に、内科の患者の入院病床である第一病棟の入院患者数の減少傾向が著しく、また外来診療についても、一般内科の延患者数は減少し続けている。そのような中で、病床の有効利用を図るため平成27年度から外科の入院病床である第二病棟で従来診療していた患者の一部を内科の診療病床である第一病棟で受け入れる体制として患者の受け入れを促進している。病床利用率を向上させるべく職員意識改革も進んできているとのことである。今後少子化の進行、予防医療の進展に伴う患者の減少傾向、また産科・小児科医の減少が予想される中で、県立病院としての役割を将来的にどのように発揮し、患者を確保してゆくか、という点に関して中長期的な観点から病院の将来構想の策定を検討することが必要であると考ええる。なお、病院の施設が老朽化していることから、将来構想の策定に当たっては、病院の移転・改築も視野に検討する必要がある。	小児医療センターは、開設から40年以上が経過し、建物や医療機能に係る課題が顕在化していることから、令和5年1月、代替再整備の方針を決定し、令和6年2月には群馬大学医学部附属病院隣接地への移転再整備を決定した。 令和5年度から、新病院に必要な医療機能や建物規模、立地、収支計画等を決定し、新病院が目指す姿を明らかにすることを目的として、「小児医療センター再整備マスタープラン」の策定作業をすすめており、令和6年度末までに策定を完了する予定である。 県内唯一の特定機能病院である群馬大学医学部附属病院へ隣接整備することで、産科は群馬大学医学部附属病院に集約、NICU(新生児集中治療室)は小児医療センターに集約する方向で調整するなどの役割分担を行い、両病院に医師を効率的に配置するとともに、小児・周産期医療の強化・充実させることで患者の確保を図る。	入院患者数は平成18年以降年間延べ4万人前後を維持しているが、中長期的には少子化による患者数減少が顕在化すると見込まれる。医師確保及び施設の老朽化は喫緊の課題であることから、健康福祉部において進められている「周産期医療体制のあり方検討会」および病院局が進める「県立病院の未来を考える有識者会議」での議論も踏まえ、知事部局や関係団体等とも連携しながら検討していく。
171	病院局経営戦略課	第5病院局総務課	県立病院改革	県立病院全体の収支実績は改善傾向を示していることから、第一次プラン及び第二次プランによる経営改善については一定の成果を上げてきたものと推測される。しかし、平成26年度は病院事業全体として収益的収支の黒字化を計画していたものの会計基準の改定による影響を除いても赤字となり、計画どおりの収支を達成できなかったことから、今後消費税増税などを控え厳しい環境の中で、平成27年度からの3か年を対象とした第三次プランに基づく一層の経営改善が期待されるところである。第三次プランについては、内容的には中長期的な視点に立った方向性や取組の重点化など、一部工夫が見られるものの、過去のプランにおいて掲げられていた施策がそのまま踏襲されている項目が多く見受けられる。しかしながら、既に本県での病院改革プランも3期目を迎えていることから、第三次プランによる経営改革をより実効性のあるものにするために、従来の実施内容を踏襲するだけでなく、第一次、第二次プランにおける計画未達の項目に対して、どこに課題があるのか、何が根本的な問題なのかを十分分析した上で、それを踏まえての具体的なアクションプランを策定し、実行する必要がある。また、そのような観点から必要な場合には第三次プランの内容の見直しも検討されるべきと考える。また、第三次プランにおいて経営形態の見直しについて触れているものの、「公立病院改革ガイドライン」の中で「経営形態の見直し」は大きな3つの視点の一つとして掲げられている項目であることや、既に全部適用後10年余りを経過していることから、地方公営企業法一部適用時代からの成果(全部適用ならではの制度導入やその効果)の検討を行い、これまでの地方公営企業法の全部適用の中で実施できたこと、できなかったことの振り返りを行うとともに、他県事例も含めて全部適用と地方独立行政法人のメリット・デメリット等の論点整理を行った上で、当面、現状の経営形態を継続していくことの合理性について、改革プランなどを通じて県民に対してより詳細に説明が行われることが望ましい。また、総務省は平成27年3月に従来の「公立病院改革ガイドライン」の内容を改定した「新公立病院ガイドライン」を公表し、当該ガイドラインに従って病院事業を設置する地方公共団体にに対し平成28年度までに新改革プランを策定するよう求めている。当該プラン策定においては新たに「地域医療構想を踏まえた役割の明確化」という視点が加わり、都道府県が策定する地域医療構想を踏まえて、地域の医療体制において果たすべき役割を明確にすることが必要であるとされている。「地域医療構想を踏まえた役割の明確化」という視点から新病院改革プランを策定するためには、県立病院の将来の機能やあり方について関係者間で十分な協議が必要であり、また今後の収支の詳細な分析や経営形態の見直しなども含めて十分な検討が必要であると考えられることから、平成28年度に策定が見込まれている県による地域医療構想の策定作業と並行して、できるだけ早期に検討を開始することが望まれる。	令和4年3月に総務省から「持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドライン」が発出されたことを受け、第五次プランの終期を1年早め、新興感染症への対応や医師等の働き方改革への対応などの新規課題を踏まえた「県立病院経営強化プラン(計画期間:令和6年度～令和9年度)」を令和6年3月に策定した。 同プランは、「他の医療機関による提供が困難な高度専門医療や不採算医療を継続して提供する」「医療の質の向上や効率化のため、デジタルトランスフォーメーションを推進する」ことを基本方針とし、3つの改革の柱として「①県立病院としての機能強化」「②群馬の医療を担う人材の確保と育成」「③健全な経営」を掲げており、各柱毎に設定したアクションプランとKPIに基づき取り組んでいる。 また、プランでは、計画期間中の経常収支の黒字化を目標としているが、各病院の経営努力に加え、コロナ患者の受入れによる補助金収入の増などにより、令和3年度から令和5年度は、3年連続で経常収支の黒字化を達成している。 経営形態の見直しについては、令和2年度から3年度にかけて実施した「県立病院の未来を考える有識者会議」においても議論いただいたところである。令和5年1月に決定した小児医療センターの代替再整備を進めていくことも考慮しつつ、県立病院のあり方について継続して検討していく。	改革プランの目標達成に向けて、材料費の共同購入組織の利用促進や、新たに価格交渉業務を開始したことにより材料費の削減の取組を強化した。引き続きこれらに取り組みむことに加えて、ESCO事業の導入を進めることなどさらなる経費削減に取り組む。また、各病院の経営戦略会議において、令和2年度に引き続き課題等について分析し、経営改善に取り組む。 経営形態の見直しについては、令和2年度に立ち上げた「県立病院の未来を考える有識者会議」での議論を踏まえて、中長期的な県立病院のあり方についての検討を進めることとしている。